

Knatchbull 救貧法下の Work-house 論 について

白 沢 久 一

目 次

1. 序 — Knatchbull 法下の実施状況(1732年) —
2. T. Alcock の「救貧法欠点の考察」(1752)について
3. H. Fielding の「County Work-house 建設」(1753)について
4. J. Tucker の「救貧論」(1760)について
5. R. Burn の「救貧法改革案」(1764)について
6. 結 — The System of Deterrence の性格 —

1. 序—Knatchbull 法下の実施状況(1732年) —

John Cary の努力によって、Bristol 市の貧民組合は、1696年から Work-house の実践を行った。実際は Work-house が、(1)雇用センター、(2) Hospital、(3)宿所提供施設としての機能を持ち(注1)、1711年の批判的な無署名パンフ(注2)で、(1)有用雇用論の理念が現実化していない、(2)費用が決して減少していない、(3)怠惰防止によって勤勉を促進する教育的効果があがっていない、(4)読み書きの教育的効果が必ずしもあがっていない、(5)事務員に適任者を必ずしも得られていない、とされ、ただ John Cary の理念が神格化されているだけであると述べている。その理念に反するようになった理由に、(1)一般的に貧民の善良性が信んじられ、(2)このことは教会側から反対論は出ていないが多くの人々に気づかれており、(3)税金の軽減故の収容寄宿舎制の解放であり、つまりそれは Work-house からの解放であり、(4)ワークハウスでの勤勉教育と技術教育は収容するよりも居宅化することが自然であるとしている。そして、最後に(1)収容保護より居宅保護へ、(2)職員の自発性と待遇改善

によって専門的力を高め、(3)ワークハウス費用より医者費用にまわし、(4)St. Peter地区での15年間の実践の失敗からその改革にふみ出すことが重要なのに、かえってこれらの考えが非人道主義者として批判されているとしている。

1722年には Sir Edward Knatchbull 氏の国会での活躍によって、いわゆる「ナッチブル法」が成立をみた。この法律の中樞をなすWork-house 条項は、「ナッチブル原案にはなく委員会の審議過程で導入された事情を考えると、立法事情は不明であるとしかたえないのである。」

(注3)と言われている。その内容は G Nicholls のまとめによれば、教区委員や監督官がこの法律によって、「(1)彼らは教区集会の同意をえて労役場のための建物を建設し、あるいは賃借しう。 (2)教区の貧民の宿泊、維持、雇用などについて、いかなるものにも請負をさせう。 (3)労役場の賃借または建設のために、二教区以上が連合する。 (4)労役場にはいることを拒否する貧民は救済登録簿から氏名を削除され、教区委員ならびに監督官から救済をうける資格を失う。」(注4)と小山路男教授はのべている。

1725年には、無署名の“An Account of Several Work-house …”の実態調査報告書が出された。その典型として Kent 洲の Stroud での Work-house の例をのべて、(1)教区孤児、(2)老人、病人、(3)母子対策、(4)乞食行為の禁止、(5) Work-house に Charity School の付設がのべられ、ここでは救済税も引き下がり、非キリスト的残酷性を伴わずに行われたとのべられている。そこでの献立表と会計やそこでの運営規則があり、特に Work-house 規則の雇用や教育内容は次のようにのべられている。

まず「雇用保障の内容」は、「Ⅵ. そのハウス内で成長した人は彼らの各々の事務官あるいは雇用主をもつこと。そしてこれらの事務官あるいは雇用はその管理者の多数決によって委任されること。 Ⅶ. その子供達は Jersey を防ぎ、そして上手に仕事をする。そして、若し彼らが怠惰であったり仕事をしなかったり、或いは大きな浪費をしているならば、ときどき彼らは食事なしとなるのであり、ときどき Master や Mistress の自由裁量で肉体上の罰則が加えられたのである。Ⅷ. 彼らを夏には6時まで冬には8時まで仕事につかせ、それを彼らの日課として行うまで

つづけさせることである。Ⅳ、その特別な保護が子供達を浪費的にすることを防ぎ、そしてこれらの項目をその管理者が訪問することによって特に要求され、またその仕事を行うためにその人間に適する人々が任命される。そして彼らは、良く、そして忠実に、そのハウスを傷つけずに、或いは彼らを雇用する人々を傷つけずにそれを行うことである。」(注5)とのべている。

「教育(宗教)内容」については、「Ⅺ、各子供はその Master や Mistress の自由裁量で読む事等を学ぶのに毎日2時間をとることである。Ⅻ、そこには朝夕そのハウスに祈祷者があり、そして聖書の中の一章が祈祷者の前で直接読まれることである。そして食事の前後での祝福はいつもその子供達によって述べられること。Ⅼ、確実な時間には祈祷者達と食事のために任命され観察される人たちがおり、そのハウスには誰れかがこのような時間には欠席せずにそれを行うことである。そしてすべての者が冬には8時までにはベットに行き、夏には10時までに行くこと。Ⅽ、すべての子供達は、その多くの成長した人々のように、そのハウスから援助されているものとして、いつも日曜日や聖日や水曜日や金曜日に教会に行き、彼らの聖書や国定祈祷書をもって行くことである。Ⅾ、子供でも他の人々でも、日曜日には外出させずにそのハウスの中で一緒にそれをつづけ、聖書或いは『人間の全面的義務』からの一章のある部分を読む事である。Ⅿ、(略)、ⅰ、(老いも若きも)誰れもが Master や Mistres の許可なしに外に行くことはしないこと。ⅱ、その特別な保護はそのワークハウスの中で教えられている慈善学校の子供達の教育・マナー・行動を同じく取扱うこと。そして夏や冬の半年間すべて朝8時に、そして午後一時には彼らの名前が点呼される。若し或る者が欠席しているならばその遅刻や欠席のために注意がなされること。そして、うそ・そしり・盗み・教会での遊び・怠け等の大きな欠点は、毎日曜日の夜に管理人達の前に座らされ、過表の中に記入されるのである。」(注6)と述べられている。

しかし、この報告書の中で Matthew Marryott 氏が請負った Work-house の貧民税引下げの成功例が Buch (inghamshire) の Olney の例としてのべられている。そのワークハウス規則は教育的罰則以外にワークハウス入所拒否者に対する項目が追加されている。つまり「若しある

人が命令された仕事を拒否するならば、そしてそのハウスのマスターが彼らに命令する時間を拒否するならば、彼らは House of Correction に送られるであろう。若し、ある人が… 病気のふりをして仕事をしないならば、彼らはきびしく罰せられるであろう。若し或る人が前述のハウスの中で保持されている苦なのに乞食や雑用に出かけるならば彼らは Bridewell に送られるであろう」(注7) という内容である。彼は他に多くの Work-house の運営を請負うが、それは「食事内容」のきりつめ等のすさまじいまでの切捨政策の内容である。

1732年版では、規則に違反した貧民は「足かせ、土牢、減食、外出禁止、その他の処罰をうけたのである。」(注8) とされている。すでに、1722年には Mandivil の「蜂の寓話」でその甘さを指摘している(注9)。

しかし、1722年当時制定されたナッチブル法は、Work-house の積極性の存在と否定的な求援阻止機能の存在とが併存して進行していたと思われる。つまり、John Bellers の“Colledge of Industry”づくりの努力が1730年代から約10年位はつづけられた、とR.Fryはのべている(注10)。

1735年と1751年に W. Hay は「三つの提案(M. Hale, J. Child, J. Cary)」の理念を再確認し、「五つの提案(I. すべての County 内に District に II. 各地区内に Hospital, House of Correction, そして Work-houses を。III. 貧民税を共通基金への統合を。IV. 各地区に救貧組合を。V. 貧民組合の権限に土地や品物の権限を)」がのべられ(注11)、1750年代には T. Alcock, H. Fielding, 1760年代には R. Burn, J. Tucker のパンフレットが出され、J. Hamway による批判と、Hamway 法の成立(1767)となり、1770年代には John Scott の有名な批判が出されるまでは「その救援阻止機能」が強化がなされて行ったと思われる。(注12)

(注1) E.E. Butcher “Bristol corporation of the poor”, Selected. Records 1696~1834, 1932, [BL, AC, 8034]

(注2) Anonymous “Some considerations offord to the Citizens of Bristol, relating to the Corporation for the poor in the said City.”

(注3) 小山路男著「イギリス救貧法史論」日本評論新社。101~102頁

(注4) 小山路男著 前書 103頁

Knatchbull 救貧法下の Work-house 論について

- (注5) Anonymous. "An Account of Several Work-houses for Employing and Maintaining the Poor," 1725. P45
 (注6) Anonymous, Ibid. p 45~46
 (注7) Anonymous, Ibid. p 76
 (注8) 小山路男著,「イギリス救貧法史論」,日本評論新社, 105頁
 (注9) マンディビル著, 浜田陽太郎訳,「慈善および慈善学校について」,世界教育学選集38巻所収. 明治図書
 (注10) 拙稿「英国市民革命期の福祉(救貧)思想」北星論集第16号所収. 53頁
 (注11) William Hay "Remarks on the Laws relating to the Poor : With proposals for their better Relief and Employment." 1735, 1751 [BL. 8275065]
 (注12) 以上の流れを図式化すると次のようになる。

| 年 代 | 怠随矯正論 | 友愛組合論 | 借金補給論 | 労働共同体論 |
|---------|------------------|------------------------------------|-------------------------------------|----------------------------|
| 名譽革命時代 | John Lock | Daniel Defoe | | John Bellers |
| 産業革命期前夜 | ナチアル法 50年 | W. Hay T. Alcock H. Fielding | | |
| | ハンウェイ法 60年 | J. Tucker R. Burn | R. Price | J. Hanway |
| | 70年 | | F. maseros | John. Scott |
| 産業革命開始期 | ギルバート法時代 80年代 | I. Wood | J. Townsend J. Acland G. Rose | T. Gilbert John Howlett |

今回は、主として、John Lock の流れの怠随矯正論的 Work-house 論を中心に考察したい。

2. T. Alcock の「救貧法欠点の考察」(1752) について

Thomas Alcock (1709~1798) が教区牧師をして40才代に書いたと思われる二冊のパンフレットが出された。一つは, "Observations on the Defects of the poor Laws, 1752"[BL, 8275, 666, 43]であり, 他の一

つは “Remarks on two bill for the Better maintenance of the poor, 1752” (B.L. にはなく、私にはこの文献はさがすことは出来なかつた。)と D. N. B. で述べられている。ここでは “Observations on the Defects of the poor Laws, 1752” 中心に紹介しつつ、若干の考察を行いたい。

(1). 救貧法の欠点と7つの反対論について

彼は England Poor Law の欠点を Scotland や Walse 地方議員から批判をうけたことでこのことを考えるようになり、当時、急に救貧税がたかくなり、管理もよくなり、特に England のやり方はおそかれはやかれ再検討すべきであり、その目的がいかに良くとも運用上の欠点があり、当時、「7つの反対論」があるとしている。それは、(1)誰れが眞の貧困者達かがむずかしい、(2)慈善の程度が困難である、(3)救貧法が人々の勤勉さや節約心を破壊し、(4)救貧法は慈善の自発性をこわし、(5)税による強制は受給者にも感謝の気持ちをこわし、(6)このことは行政費用がかえってかかり、仕事が敏速でないこと、そして William 治政 8・9 年 (1697年) 法の「貧民パッチ着用規定」によっても、「恥の効果」はなくなっており、訴訟はかえって費用がかかるだけであり、(7)そこで、救貧法規定が「有用な労働力」を防げていることになる、という内容である。

(2). 貧民救助の思想は何であったか。

そこで、彼は「貧民救助の思想」はそもそも何であったのかと問いかける。それは(1) Seneca が言うように「恩を忘れるな」ということであり、(2)親切な同情心の強化であり、(3)「天国に宝をつむ」ことへのキリスト教的視点の強化であり、(4)富者や強者による施与のすすめであり、(5)働ける貧民を征服地へ送ることであり、(6)親子の相互扶養のすすめであり、(7)労働保障や Hospital、そして貧民税の強化であるとのべている。

(3). 本来の慈善とは何か

第一に、教会で貧民救助をすべきだという救貧法批判に対して、彼は(1)貧民法以前は教会で貧民救助がどう扱われていたのかを問い、(2)今の教会財産では貧民救助は出来ないとし、(3)現に教会のサラリーは低すぎてサービス低下となつてしまい、(4)これ以上教会収入の回復が出来ない以上、貧民救助はむりであり、(5)それ故に、世俗の權威による救貧法成立

の意義があったのではないかとしている。

第二に、「タバコ等の生活様式の変化が貧困を拡大しているのではないか」という批判に対して、彼はたしかに、(1)タバコの習慣、(2)紅茶 (Tea-drinking) (3)飲酒 (dram-drinking) が貧民の間でも一般化されているとして、「これらは前時代の国民には知られていなかった費用の新しい項目なのである。これらの浪費によって貧困となる人々を救助すべき法律は合理的ではなく、政策的でもなく、そして時にはその国民への運命を明白にするに違いないのである。その受給者達の数はその寄付者の数よりもより多くなるであろうし、そしてこれらはその残りのものとともに転落するに違いないし、すべての事が貧困と悲惨と困乱になるのである」(注1)、とのべている。

第三に、そこで、「救貧税の必要性」があるとして、(1)強制救貧税と自発的慈善の結合、(2)自発的募金で福祉施設の建設を訴えている。つまりこのパンフレットの表紙に記している「各自は惜しむ心からでなく、また、しいられてでもなく、自ら心で決めたとおりにすべきである。神は喜んで施す人を愛して下さるのである。」(コリント人への第二の手紙9-7)との訴えと思われる。

(5). 村々に総合 Hospital をノ

第一に「非稼働者、稼働者、浮浪者の総合施設」の建設の要旨は、多くの者の愛が冷えて行くことが告白されつつも、「そこでの費用はつづけて増加しており、そして同じようにその負担はすでに多くのところで殆んどがたえがたく増加しており、若干の変更や修正が絶対に必要なのである。議会でどんな方法をとりようとしているかはいまだに公になされてはいない。Poor-house や Hospitals は一般的に語られている。それらは我々がねらっている結果をつくり出すべき同じような手段、例えば非稼働者の生活維持、稼働者の雇用、怠惰な浮浪貧民の罰則と矯正と見ているのである。オランダ人はそれらの節約、儉約、そして良い運営、特に貧民の良き管理、そして浮浪者と乞食の抑制のために注目すべき事を考えていたのである。……その方法は主として Hospitals によるものである。そこで考えよ、一つの Poor-house や Work-house や Hospital、あるいはあなたがそれを呼ぶのに何を好もうとも、すべての村々の中央近くにある便利な所に建てられるということである。それは

三つの部分からなっていて、一つは非稼働者や稼働しえて正直で勤勉な貧民のためのものであり、一つは病人のためのものであり、そして一つは浮浪者や怠惰なものや丈夫な乞食達の罰則や労働や矯正のためのものである。それは強くて平易な建物であるべきであり、壮嚴さはここでは馬鹿げたことである。何故ならば、確かに宮殿は貧民達のために適切ではないからである。……可能ならばその建物はある河の近くに建て、そこでは荒地がよく耕作しえるためである。その河は色々な種類の水車のために役立ち、そして料理法と同じように交易やマニファクチュアの中で多くの目的のために役立つことである。そしてその荒れた大地を彼らがとりあげ、改良され、そして球根や野菜や穀物等のために、そしてロープ糸や大麻、羊毛等を漂白して乾すために、ここで列挙する必要のない多くの他の目的のためにも役立つことなのである。また可能であるならば貧民が毎日曜日ごとに聖なる奉仕や公的に尊敬される日々を持つということは、つまり教会の近くにあるべきだということなのである。」(注2)とのべている。

そこでは、(1) Hospital 内での労働を尊重し、(2) Hospital をよく管理し、(3)乞食や労働拒否者への対応は次のようにのべられている。第一に「乞食行為」に対してであるが、「若し、或る怠惰で従順でない人々が出発にさいして与えられた注意のあと12時間以内に乞食したり浮浪したりしているのをみつけるならば、彼らはその牧師や監督官や保安官によって逮捕され House of Correction に送られ、そこで一週間きつい労働をさせられ、今後は良い行いをする約束で次の村への通行証をもって釈放され、そして定住のきめられた場所にもどるようにするのである。そして二度目に同じ所で或いはその村の他の所で浮浪していたり物乞いしていたのをみつけたならばそこで逮捕され、その House 内で鞭打たれ、そして1ヶ月間きつい労働にしばられるのである。そして三度目には治安判事による四季裁判所の開延まで上記のようにして逮捕され、手におえない悪漢として証明書付で奴隷とされて、或いはその四季裁判所に適切と考えられるどんなことでも奴隷にされて送られるのである。否、すべての教区の事務官達は、彼ら自身の教区ごとに怠惰で従順でない飲んだくれでみだらで浪費しがちな人々を、とくに彼らの家族の扶養を拒否し、労働をこぼみ、生計をえるのに正直さのない者をとらえ、そして

彼らを Work-house に送り、そして永い間でも短かい間でもその罪の程度に従い、そして改善の様子に従って、きびしい労働を彼らにさせることなのである。」(注3)としている。施設内での労働拒否者に対しては、「若しその House 内の貧民が労働しうるのに拒否するならば、聖パウロが(テサロニケ人への第2の手紙3章10節で)その正義をしめし、そして罰を準備し、「働こうとしない者は食べることもしてはならない」とすすめているのである。盗みや喧嘩や浪費や酒飲みや不服従の場合には許可なしにその House に入れ、彼らの服を売り、その実施事務官はその犯行者達を House of Correction に入れる権限を持つべきであり、そこでは若し他の方法が不品行のくりかえしに対して有効にならないならば適切な罰の追加によって第二の罰の性格とその程度に適した時間と場所のためにきつい労働ときびしい生活を彼らにさせることである。」(注4)とのべられている。

(4). そのためにも管理の自由性と有能者の配置が問われる。

この計画の有効性を彼は7点あげており、(1)貧民の数を減少させること、「何故ならば Poor-house に送られるために彼らはそこでの保護をいかに行くかであり、それは追放の一種のようにみえるであろうし、そして若干のきびしさと罰則とみなすであろう。そして今やそこに行くのをさけるために日々の支払いに怠けて生きている多くのものは労働をしられ、よりきびしく生活させられ、生存へのやりくりをさせられて、はじめて満足すべきことになるだろうということである。何故ならば彼らはその Hospital で働かねばならぬと考えるであろう。それ故に彼らの友人達の間で生き、そして家で仕事することがよりよい事なのである。私はその変化について現在の貧民の半分は Hospital に行くか、或いは教区貧民のリストを削除されるか、では後者を選ぶであろう」(注5)とし、このことは、(2)労働、保護を通じて勤勉さをつくり、(3)結局は労働の増加、貧民の減少となり費用の減少ともなり、(4)浮浪者や犯罪者の予防策となる。(5)その意味でも排徊者を村の Work-house に入れることに大きな意味があり、(6)貧民の子供に保護と教育となり、(7)飲酒の規制ともなるという展望であった。

(注1) Thomas Alcock "Observations on the Defects of the Poor Laws"

p 50, [BL, 8275, bbb, 43]

(注2) Thomas Alcock, Ibid, pp 54~56

(注3) Thomas Alcock, Ibid, pp 57~60

(注4) Thomas Alcock, Ibid, pp 60~61

(注5) Thomas Alcock, Ibid, pp 62~63

3. H. Fielding の「County Poor-house 建設」(1753) について

1753年に Henry Fielding (1707~1754, 小説家, 法律家, Whig 党员, ただし当時の首相には批判的であった) によって“A Proposal for making an effectual provision for the poor” [BL. 1027i-18(11)] が出版された。このパンフレットは, 1751年に “An Enquiry into the cause of the late increase of Robbers… [BL. 518. h. 5. (13)]” で過度な Gin-drinking は悪であるとしてその規制法の通過となり, 当時の首相 Walpole 氏から「賞賛すべき計画」とさえ言われたが, 当時この救貧法改革案はさほどの注目はひかなかったようである。しかし, W. Hay のパンフが1751年に再版, T. Alcock のパンフが1752年, そして H. Fielding のパンフが1753年に出されていることは救貧法への関心の時代であったと思われる。彼は1754年10月にはリスボンで47才で客死しているので, 死の前年に出版されたものであり, 彼の有名な小説は1749年に出版された”“Tom Jones” で外国語に翻訳され, 日本でも有名である。

(1). 彼の提案の主旨について

第一に、「Common Wealthe の中では貧民救助の権利はある」として, その理由として(1)社会の富や力は働くものの数であるから, (2)働けなくなった者には国家の完全性故にその努力の必要があり, (3), 英国憲法ではコモンウエルの中では浮浪者はなくすべきであるとされているとし, (4)労働は必ずしも平等に分割される必要はないとして, 「社会のすべてのメンバーの間で平等に同一職種の労働を分割することはその必要性からみて非常にかけはなれたことであり, それは便利でさえないのであり, ……それは自然状態と呼んでいることに応ずることであり, 多くは野蛮

さと粗野な状態と呼ばれるものである。しかしながら、この Common Wealth の中でさえも男達のより高い義務はもっともはっきりと容易にその者の手段とはならないのである。もっとも高い段階とみられている看守とその疲労、心配とその保護が、事実彼ら所有者の最下層の人々に対して敵意の対象とはならないし、彼らの労働は、彼らの健康をいやすことを、或いは彼らの平安を、多くはこわしたり、すくなくさせたりしているのであり、彼らの幸福さえ労働をすくなくさせはしないのであり、より多くのものが自らの平安によって幸福と一致させているのである。」(注1)としている。(5)富者はそれ故怠惰にみえても有用視され、貧民は怠惰では重荷となるとして、「事実法律によって財産が確立され確保されているすべての社会の中では怠惰 (Indolence) は富と名譽の愛によってすくなくしているものであり、それ故にこれらの公共義務をさけるような富者の間でもそのことが若干存在しているものであり、それでもその理由として貧欲と野心とがいつの選挙にも充分な数をやしなっているという事実なのである。なおどんな怠惰であろうともこのような者の生活は第一にみられるように彼らは公共性 (the public) に対して方法もなく重荷となっているのであり、しかも法律が彼ら自身をどう呼ぼうともみずからをささえているのである。一つの財産は彼らの祖先の労働によって要求され、それ故にしばしば公共的奉仕について最もすくない果実となるのである。第二に、怠惰の目的のために、彼自身の物を処理している間には (そして特により多くのものがぜい沢さの目的のためならば多分そうなのである) 彼らは交易している Common Wealth の有用なメンバーと呼ばれうるのであり、そして事実公共の福祉のために寄与することが言われているのである。しかし、貧民について、(そして、かようなものは財産のあるところでは、言わば多くの富者のいる国民の中では必ずいるに違いない)、ここではそのケースとはならないし、若し彼らがそれから労働をとりぞくならばその社会に与えるべき彼らの労働以外には何ももたないので、彼らは有用でないメンバーとなるのであり、そして自ら生活維持に彼らの労働以外には何ももたないので、彼らは困窮によって重荷となるに違いないのである」(注2)と説明している。

Mandivill の思想も含みつつ、統治能力の分化が肯定されていく思想でもあり、ヒューマンな思想の中にも The system of Deterrence 肯定

の土台があらわれて来る。(6)しかし、サービスを受ける権利はあるとし「この労働の上に公共的事務(Public)は貧民にその社会がしうる唯一のサービスであり、そこであれやこれやの方法の中ですべてそのメンバーのサービスに対して1つの権利を持つことを主張することであり、それによってこれは唯一の手段なので、彼らは絶対的な無能者の場合にはひとり生活維持される義務があるが、公共的事務にその重荷をおくことを拒否しうるのである。」(注3)としている。そこで、(7)「ここに、立法部は二重の義務が惹起されるように思えるのであり、第一に労働の手段をかようなものに幹施することであり、第二に彼らをそれにしたがわせるように強制させることである。」(注4)としている。

第二に、「救貧法史は失敗の歴史」であるとして、(1)法律改善への対策と改正の必要性が一般的にのべられ、(2)いつも救貧法は軽んじられ、提案も信んじられなかったとし、しかし、(3)貧民は大きな重荷となり悲惨な状況となっており、しかも、(4)その実態はよく知られており、(5)治療法はないものと思われているが、しかし、(6)可能性を信じて絶望しないことであり、(7)やはり救貧法の欠点を改正させねばならないと訴えている。

(2). County Work-house 等を設立するための制度的提案について

第一に、「County Work-house の概要」を次のようにのべる。(1)建物の構造としては、County-house と County-house of Correctionを結合させ、5,000人以上を収容し、男女を別々に入所させる。County-house には事務官達の宿泊、労働者の宿泊部屋、その仕事部屋、診療所、チャペル、穴蔵付の倉庫部屋で構成される。County-house of Correction には、断食部屋、独房と土牢、鉄の門つきの大部屋が付加される。(2)備品は2人に一つのベット、そこには大きな結合スツールと二つの小さなスツールが付加される。(3)職員の構成は「1人の管理人、2人の書記官、2人の代理書記官、各々に一人の書記、会計1人、受取り人1人、その書記達3人、倉庫管理人、2人のチャプレン、6人のKeepers、6人の補助者、各部屋に1人の監督官、4人の看守人、その書記、寺男(Sexton)各1人」(注5)が County-house を構成するように提案され、House of Correction や診療所の職員構成も提案されている。

第二に、「入所者をめぐって」は、(1)入所者に5つのタイプ(1. 浮浪

法対象の人々。2. House of Correction に送られるべき人々。3. 刑務所に収容されるように命じられた人々。4. すこしの盗みで告訴されている人々。5. 通行証なしの徘徊者)があげられ、(2)通行証の取扱いが問われ、(3)入所の承認方法として County-house 入所者は、「大きな文字で County-house という文字をつけた Badge が同じように前述の人々の左肩に縫いつけられるであろうし、彼が釈放されるまで前述の House の中で拘束されるであろう。そしてそれを破りすてようとし、或いは他にも前述の Badge をこわそうとするものは彼自身からであろうと他人からであろうと管理人或いは代理人の前で一つの証拠となる宣誓によって、或いは彼自身の告白によって有罪とされ、…… County House of Correction に入れられるであろう。」(注6)と言われ、County-house of Correction への入所者は、「ただちに断食部屋に20時間パンと水以外他の生活維持に必要なものはなく、そこに閉じこめられるのである」(注7)とのべられている。

(3). County Work-house 等を設立するための処遇内容の提案

第一に、「County Work-house の生活と労働」の内容であるが、「County-house のベルは年間を通じて4時に毎朝鳴り、そして祈りが5時にかつきりとチャペルで始められ、毎週水曜日と金曜日には祈りのあとに短かい講義か道徳の訓話かが行われるであろう。そして若し或る者が病気でもなく、或いは管理人や代理人によって他の理由ある原因によって許可もなく欠席するならば、彼は軽犯罪の罰となるであろう」(注8)と提案され、そこでの仕事として「County-house of Correction での仕事時間は毎日朝6時から夜7時までで、半時間を朝食に、1時間を夕食(Dinner)にあてるであろう。そして County-house 内では前述の仕事の時間は、木曜日を除いて朝は6時から9時まで、そして10時から1時まで、午後には2時から6時まで毎日なのであり、木曜日はその午後には2時間が外で雇用され、予約されており、同じようにこのような聖日(Holy-days)はあとで述べるように除かれているのである。祈りは再び7時にチャペルで毎晩あげられるのである。」(注9)とのべられている。「休養」については、「County-house のベルは毎晩9時であり、すべての明かりはその診療所とその事務員達のアパートを除いて消されるであろう。前述のことを除いて両方の Houses のすべての門と

ドアは閉ざされ、しっかりと鍵がかけられるのであり、その鍵はその管理人や代理人に引渡され、そして看守が始まるのである。」(注10)としている。労賃前払いは禁止されるが、1ペニー以下の労賃からの差引きは許され、会計監査も行われるのである。

第二に、所内での犯罪(1. その牢を破る共謀, 2. 事務官等を傷つける等, 3. 管理人への暴行, 4. 武器をその House に運ぶこと, 5. 仕事の拒否, 6. 事務員の不正)として、告発された人々は County Goal に収容されるのである。「より小さな犯行」(1. その House に精度の高い液体の導入, 2. 製品をこわすこと, 3. County-house of Correction から逃亡)として「そこで若干鞭打ちされ、そして前述の House に属する独房の一つに10日間閉じこめられ、彼の生活維持のためにパンと水のみを与えられるのである。そのあと前述のようにその House の規則に従って House of Correctionに残されたままとなり、彼は6ヶ月後に開かれる次の四季裁判所までは釈放されることはないのである。」(注11)と言われる。次に「ささいな犯罪」(1. 労働者間のけんか, 2. 冒瀆的ののしり, 3. よっぱらい(Drunkenness) 4. 理由もないチャペルでの欠席, 5. 仕事の欠席, そこでの怠惰, 同様なものを不注意にも駄目にする事, 6. その House の規則に対して強固な不服従)として、「すべてのものはこの法律の真の意図と意味に対して罪となることをここで宣言され、そして前述の管理人や代理人によって批難され、すこしの科料、或いは3日以上にはならない短期間の拘束によって罰せられるのである。初めての罪のために適当と考えられる食物を唯一与えるだけだからである。第二の罪のために拘束は一週間に拡大されるのである。そして第三回目にはその犯罪者は次の四季裁判所まで、或いはよりすくない時間をそこに残され、House of Correction に収容されるのである。そして同じように鞭打たれるように命令されるのである。そして第三回目の罰の場合には House of Correction の中にその囚人として収容されるのであり、その管理人や代理人は鞭打ちの罰以外に次の四季裁判所までそこに残され、そのために独房の一つにそのような人は閉じこめられるのである。或いは若しかような罰が仕事の全面的拒否とサボリとなるならば、適切な法律の文面によって彼は釈放されるまでそこに残され、彼をその County Goal. に収容しうるのであ

る。」(注12) とのべている。

- (注1) Henry Fielding “A Proposal for making an effectual provision for the Poor” pp 4～5. [BL, 1027, i, 18(11)]
- (注2) Henry Fielding, Ibid, p 6
- (注3) Henry Fielding, Ibid, p 6
- (注4) Henry Fielding, Ibid, p 6
- (注5) Henry Fielding, Ibid, pp 20～21
- (注6) Henry Fielding, Ibid, p 32
- (注7) Henry Fielding, Ibid, p 32
- (注8) Henry Fielding, Ibid, pp 32～34
- (注9) Henry Fielding, Ibid, p 34
- (注10) Henry Fielding, Ibid, p 34
- (注11) Henry Fielding, Ibid, p 48
- (注12) Henry Fielding, Ibid, pp 51～52

4. J. Tucker の「救貧論」(1760) について

Josiah Tucker (1712～1799) は聖職者でもあり、Oxford でD.Dをとって Bristol の高位聖職者となり、同市の政治上交易上のリーダーとなって、Laisser-faire の理論家といわれるようになる。重商主義理論よりも Adam Smith の理論に同情をよせていたと言われる。彼の救貧論によせるパンフレットは “The manifold causes of the increase of the poor distinctively set forth;…… 1760” [BL. 1027. i. 29] である。

(2) 治療策上の基本点について

第一に、現行法上の欠点として、(1) 「George I世. 9年法CⅦ (1722. ナッチブル法) による我々の現行救貧法や法規の中で若干のこれらの考慮によって除去されるので、彼らの尊重すべき貧民雇用と生活維持のために、適切と考えるならば二つ或いはそれ以上の教区を結合させる権限をもつべきである。」(注1) とし、その実態からの欠点として、管理のまずさや悪徳と浪費者には教区支払を拒否すべきだし、救貧税が正しく

公平な原則の上に基礎づけられていないし、その行政は貧民を教区外に追い出すことにし、定住を防ぐことになっている状態では最下層の人々を放蕩においやり、それ故に「彼らはほろび、その権力をよわめ、すべての国の法律は悪徳を矯正し、或いは罰する義務があるのである。その上に天分や才能のあるものの正しい主張に対してすべての抑制があり、Elizabeth 女王第5年（1563）法の有名な抑制法のようなものである。また勤勉な貧民への受給資格を拒否し、そして結果的にはそのストップに対しての彼らの拘束は彼らにその種の雇用をみつけれず、或いは自然の能力と活動が要求している雇用の継続をみつけれず、そこでは必然的に惰性的青春を送り、転落して貧困がもたらされるのである。」（注2）とのべられている。

第二に、そこで「どんな治療策が提出されるべきなのか」が問われる。「(1)その治療法はここで不満となっている悪徳の根源にまで行うべきである」とし、「(2)提案された治療法は可能な限りその予防的なものとなるべき」であり、「(3)そのルールはそれが何であれ大多数の者のために自ら実行するように努力されるべきである」とし、「(4)その王国の一地方の中でも可能であるように、自然さ」をもつ制度でなければならないとしている。そこで、「(5)その新しいプランはあまりにもきびしく拘束されることよりもそれをあまりにも多く大きくはしないことである」とし、「(6)（教区よりも大きく、しかも County よりもちいさな）地区」が提案されている。

(2) 一般的提案の思想

第一に、救貧組合化への一般的提案として、(1)組合化 (incorporated) は6マイル範囲の教区が組合化され、そこでの貧民はそこでの貧民税によってまかなわれ、(2)3ヶ月以上住んでいて、年50ポンドの税を出し、年1,000ポンドの収入のあるものが貧民委員 (Guardians of the poor) となることのがべられている。その行政組織と運営については、その Guardian 達が委員長、副委員長を選出し、役を引きうけないものには罰金を課すことまで提案している。

第二に、そのための目的税については、財産のある独身者や、子供のいない未亡人にかかけられ、コーヒーハウスや酒屋・宿屋にも、そしてゲーム場の各種のものに課税され、劇場や音楽やダンスにも、そして各種

のみせものや犬にも課税され、その税納入状況により選挙権が規制されることを提案している。通行税やすべてのレーサー、売店、酒やケーキや果実をうるための便宜への税、或いは、未婚の母親に対する有名な父親への保障金の要求などによって、基金をまかなうことがのべられている。そして、他にも組合管理の利益があるとされている。

(3). Poor-house の制度と処遇について

第一に、彼が提案する Poor-house の制度的内容について、まず(1)土地の選定については「その地区が与える最も良い公有地の約21エーカーをその House や Kitchen Garden …牧草地の野原、大麻や亜麻を貯蔵するための敷地として割当てべきである。その House や Garden は約3エーカーを必要とされる。」(注3)としている。(2)その House の型態は、Court を中心にH型につくられ、男女別々の宿舎に区切られ、Work-shop も付設され、各種の作業が行えるようになっている(付表1参照)。(3)入所者は宿泊者達のいかなる人数も準備しえる House であり、その地区内の貧民ばかりではなく、すべての一般的乞食や通行証をもって旅行中の人々や浮浪者や気まぐれ者をも受け入れるであろうとしている。例外として、「第一にひろめられる可能性のある非行者、第二に多子家族で生活が負担となり若い時に生活援助を申請している者、第三に火災等がおこり困窮している者、第四に病氣や災害で、Poor-house に移すことが危険なとき」が入所できないものとしている。(4)移動と教区定住の権限を法律以外に与え、(5)すべての者が金銭欠乏に気づいて通行証をもって行くようにすることで乞食しないような浮浪人対策に注意し、(6)乞食等への罰則として、「適切な審査のあと Bridewell に入れられ、亜麻や free-stone を砕くのに雇用され、他の場所ですくなくとも2週間きつい労働に雇用され、ただ水とパンのみで養われ、横わるベットも(病気の場合を除いて)なく、仕事上のあやまりや無為によって要求されるときどきの鞭打ちの外に、週二回の鞭打ちが追加されるのである。この2週間が終わったあと彼らはつれ出され、パンの2ポンドとチーズ半ポンドで解放されるのである。」(注4)とのべている。

第二に、その Poor-house の処遇内容についての提案として、(1)その House 内での処遇は収入別処遇が提案され、「その House 内のすべての貧民は三つの Class にわけることが出来る。例えば、第1に老

人、虚弱者、過去からか或いは労働力を失ってからかの不具者であり、第2にそこまで達しない非常に若いもの。——そして第3に或る程度労働しうる人々、そしてそれ故にその資産や雇用されるべき傾向に不足しているだけのものである。その2つのことに関して、第1の Class はもっとも優しく取扱われるべきであり、色に対してと同じく、制服を着るべきであり、しかも貧民バッチでなく、現在明らかとなっているが故に羽根のベットに寝かせるべきであり、殆んどの項目についてある程度の寛容さを示めすべきである。……第3の class では彼らへの扱いは彼らの違った功績と不功績とに従って差がつけられるべきであろう……。

1. 週や月毎の平均で、1日につき2ペンス以下で雇用されて仕事やマニファクチュアをしている人々は……テーブルクロスも持たずに、或いは彼らの食事のためのテーブルをもたずに、寝台もなく、ただそこにおくべき藁や敷布もなく、ただ水のみを飲みながら最もそまつなパンによって養われるのである。彼らは片腕に二つのバッチ P. I. 例えば Poor and Idle をつけることの面目のなさに同じく従わされることである。

2. 他に4ペンス以下で平均一日につき2ペンス以上をえているものは食事に一般的な家庭のパンを食べることであり、食事の時にはテーブルクロスがないこと以外には同じくテーブルがそこにおかれ、同じくそこには藁蒲団によるベットを持つことが許されるのであり、一つの面目のないバッチ、例えば P (Poor) のみをつけるべきである。しかも彼らは水以外に飲物を与えられないであろう。

3. 6ペンス以下で平均して1日4ペンスをえているものは、食事のときテーブルもテーブルクロスも持つであろうし、飲物のためにうまい一口だけのビールを得るであろう。彼らは羽根のベットの上に寝てどんなことを言われてもいかなるバッチもなく、その House の一般的な制服やふだん着をつけるだけであろう。……。

4. 平均して1日に6ペンス以上のものは次の項目の中ですべての給料がのべられている以外に、彼ら自身の個人的な使用に対して彼らの稼ぎの半分を配分されるであろう。そして、この半分の控除が20シリングの額にまでなった時にこの勤勉な人物は彼の取り分が支払われ、そして若し彼がそれをよろこぶならば、すべての着ている上衣ごとに、そして

この勤勉な事実を特別にみて、Court Guardian からの証明書によって、その Poor-house を釈放されるのである。」(注5)と提案されている。(2)そこでの労働意欲の促進がはかられ、そのために固定給だけではなくプレミア付の四半期ごとか半年ごとかの一時金 (Gratnities) を与えるようにすることが適切であるとされている。(3)そこでの宗教生活は、「朝には朝食、夜には夕食の前の時間にベルがなり、そのときに収容者達はすべて食事場所に集められ——その Guardian 達によってその執事や他の要人は我々の欽定祈祷書から集められた短かい祈りのセットを厳肅にはっきりと読むであろう。……祈りがこうしてうやうやしくなされたあと食事をする前に点呼がされて欠席がみつけれ、その欠席に十分な理由を示めしえないすべての者は他の罰則が負わされて、その秩序のために彼らの朝食や夕食を失うであろう。」(注6)とのべている。

第三に、会計と管理の仕方が、(1)会計の整備、(2)その管理と査察がのべられている。

(注1) Josiah Tucker "The manifold causes of the increase of the poor"
p 6, [BL, 1027, i, 29]

(注2) Josiah Tucker, Ibid, p 8

(注3) Josiah Tucker, Ibid, p 24

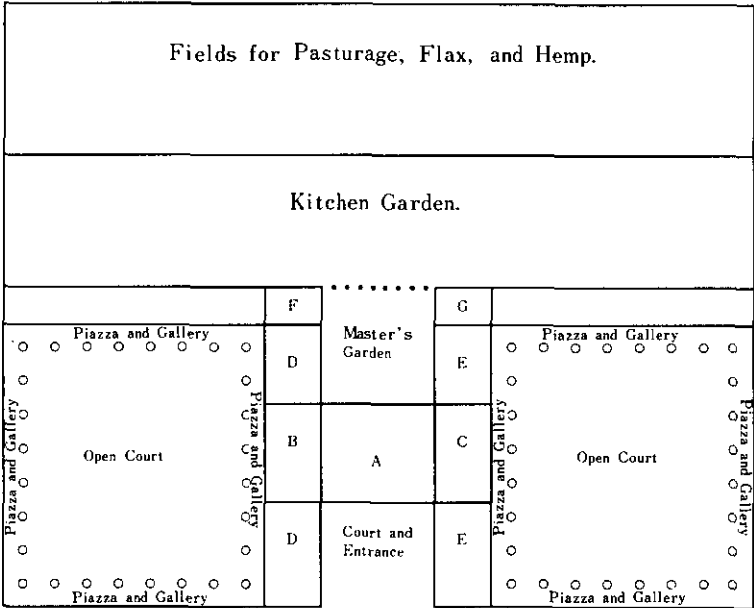
(注4) Josiah Tucker, Ibid, p 28

(注5) Josiah Tucker, Ibid, pp 28~29

(注6) Josiah Tucker, Ibid, p 34

附表 1

A PLAN of the POOR-HOUSE.



P E F E R E N C E S .

- A. The Court Rooms, and the Apartments for the Master and Mistress.
- B. The Kitchen and Eating-Place for the Female Poor.
- C. The Kitchen and Eating-Place for the Male-Poor.
- D.D. The Ground-Wards and Galleries over them for lodging the Female Poor.
- E.E. The Ground-Wards and Galleries over them for lodging the Male Poor.
- F. The House of Corection for the Female Poor.
- G. The House of Correction for the Male Poor.

5. R. Burn の救貧法改革案 (1764) について

Richard Burn (1709~1785) は Oxford を出て、Westmoreland の Orton 教区牧師となり、Westmoreland と Cumberland 州の治安判事にもなり、法律家としてよく知られ、1764年には有名な“A History of the poor laws” London を出版し、その第6章で、救貧法の改正ではなく、その行政の改善を提案している。

(1). 乞食行為の禁止と貧民監督官の実践力量

第一に、乞食行為への対策については、(1)立法全体が乞食行為を防ぐ方向になっていないことを指摘し、オランダには一人の乞食もいないことから、「43 Eliz (1601) 条例の作成者達は前の法律に追従したのである。そして次の条例も同一の道を歩んだのである。今や乞食することが昔の法律によってでも全く禁止されてはいなかったのである。反対に多くの事例の中にこのことが許され受け入れられていたのである。そこでは強制がなされていなかった時には貧民の生活維持はボランティアな善慈以外にはありえなかったのである。……施与がその目的に応えられない時にそれは強制的方法となり……その不調和から今日まで強制的法律は人々の欲求された効果をもたらえなかったのである。」(注1)と述べている。(2)この乞食行為は古代から発生しているのに、(3)強制法は自らの欠点をあらためようとはせずに、J. Hale の強制法肯定の思想を引用して(注2)「若し彼が上記の原稿に生きて最後の手を入れたならば彼は法律によって支配されている国の中で、その仮定がその法律の利益としてあり、その法律を犯すものがないということを未熟な考察として多分判断したであろう。そこには非常に多くの方法があり、その中に最も多くの関心をもつものが雇用の疑いない確保によって彼の慈善をすべてに与えるのであり、……この種の慈善は事実その公共の法律に反対して私的に判断する以外にないのである。その規則は、非常によくないと我々が考えること以上に貧民のために扶養されるのであり、それ故に我々自身にも一つの方法をもつことになり、従って良く生活するのである。この法律は同じく蜘蛛の巣を通じて破られるのである。人々をもつとも悪く最も多くすてて来たものは、非常に悪く判断されている慈善以外

に、良い意味での効果的な方法によって支えられているのであり、その間にひかえめで謙虚で有徳で真に困窮している貧民は拒否されているのである。」(注3)とのべられている。そして、(4)それは浮浪者対策のように「彼らにものを与えるな」ということである。つまり「若し誰れもが与えないならば誰れもが物乞いしないであろう」(注4)とのべている。(5)定住法の欠点として、「それはどんな理由のためにも前者の浮浪者法の中のその文節は、今もくりかえされ、そこでは他の定住の不足のために悪漢や浮浪者が結局はつかまえられずに、浮浪していたところに送られるのである」(注5)としている。

第二に、運用上の改善を訴えている。(1)治安判事の権限については、「今や拘束されるべき乞食行為を考慮することであり、人間性や宗教性や同情や有徳性や名誉やつつましきや我々の兄弟の愛や我々の憲法上の枠組ごとに、そして我々の心がそれ以上に養うために、よりよき規則のために、我々に声たかく呼びかけているのであり、その裸身に着物をさせ——その不能力者をつかまえ——その労働に雇用され——無知を教育し——この悪徳を教化し——そして矯正出来ないものを罰するためなのである。」(注6)とされている。(2)貧民監督官の権限は、現行救貧法の中で注目され、他の基本的な欠点へと導びいているのである。その職務はその責務を行うことの出来ない者の交替制なのであり、「他には無知で未経験なのであり、他は彼自身をよるこんで義務化しないのである。そして可能な限り彼らにすこしの迷惑もかけずにその職務をこえることはないからである。そして若しかしこいものが他のものよりその一般的善行のために若干の事柄を課すならば、彼の職務は満期となり、そして彼の労働は不満となるのである。」(注7)とし、その仕事内容の積極性のなきがのべられている。そして、(3)貧民監督官の責務についても、その募金者と管理者に結合され、募金と生活維持に埋没され、雇用のための交易やマニファクチュアには関心がもたれなかったとしている。そこで、(4)一般監督官を救貧税金人とさせ、(5) Governor が具体的な救貧処遇を行うことを提案し、(6)ここで彼は若干の教区とケース処遇の事例を研究し、(7)ケースによっては特別配慮を行うことをのべている。

(2). 家族と地域中心の処遇に

彼は、第一に「乞食禁止」、第二に「一般監督官」を問いかける。

第一に、「乞食禁止」については、歴史的考察からはじめ、ワークハウスの成立の意味や教区連合についてのべ、「これらの多くの町では、Work-house はすでに良い効果をもって樹立されていたのである。そしてつづけられて来たのである。しかしこのような House の樹立は収容されるかどうかはともかくとしても事実上若干の疑いとなりうるのである。何故ならば或るものは成功しながら、同じく他のものは失敗したからである。このことは彼らの良き管理か悪しき管理かに負っているのである」(注8)とのべている。

第二に、そこで当時の論争から、(1) County Work-house の総合性の意味に賛同し、(2)当時の地区内での狭い運用は雇用保障の欠如もまねいており、広い意味の慈善としての雇用保障は「その社会では勤勉な貧民のために訪ねあるいて雇用やそれを準備するために決して行っていないのである。この最も有用性ある仕事は偉大であり、その教区や監督官に残されているが、彼らはその公共善について若干の意図も考慮もなく、結局は一つの仕事として、一つの処理として行っただけなのである。」(注8)とのべ、(3)反対論として、County Work-house の費用の増大に対してである。他は、4才以下の死亡率がその Work-house 内で高いという Hamway による「健康」上からの反対である。「その考察から、それは死亡表内の最も良いものでも生れた者の半分は2才のうちに死ぬのであり、そしてその田舎では彼らは2才以下で100人に13人しか自然に埋葬されてはいないのであり、彼はワークハウスの管理人や……他の人々が狭い露路や煤煙の中で生活しているからであるとみて、それ故に田舎で養育されるように子供達を送ることを希望しているのである」(注8)としている。(4)フランスの例をひき、結婚を基礎にした家庭福祉的視点をのべる。Family Connexion を失わせるようになっており、「彼は確実な人生上の出来事を知らないうちに結婚生活にはいるために彼は貧困におち、そして貧困が未来にかかわり交流して離婚や妻子との離別となるのである。このことは事実最近の結婚法によって理性の時代なのに3分の1に多分低めているのである。……しかし人口減少の国はそれに対して利益となるかどうかは考えるべきことなのである」(注8)としている。そこで、(5) County Work-house をつましいものとして、「1. これはもっともすくない費用であると思われる。2. …そこで

の試みは何如にその企画が同じようにすこしの費用で成功するかであり…………… 3. その貧民は他人の前で無制限にこの方法を欲するのであり、結果的にはより大きな活撻きによって労働につくであろう。4. 夫婦の状態は破られないであろう。或いは結果的には国民を減少させないことである。5. 個人の健康は相談され、伝染病は確実に伝染させないことである。6. 大きな地域や County や村や2～3の教区や小さな町にとって、それはちいさいが故に平等に適用されるのである。7. 若しあとで試みられるならば Work-house を建てる課題が提案された目的に効果的でない……………ならば、これらの建物は使用しないことであり、何故ならば……………他の目的に容易にかわりうるからである。」(注9)とし、(6)定住法の改正論に対しては「証明書の廃止」を提案している。(7)最後に「貧民法を単一立法に」と提案しており、それはあまりにも統一性を欠いているからであるとしている。

第二に、High-way の Common Surveyors との統一をはかり、その職務と権限の強化を訴え、最後にゲーム対策に言及している(注10)。

(注1) Richard Burn “A History of the poor Law, p204 [BL, 514, d, 4]

(注2) 拙稿「Sir Matthew Hale の貧民救済・雇用論(1659)について」北星論集11号所収。

(注3) Richard Burn, opcit, p 206

(注4) Richard Burn, Ibid, p 206

(注5) Richard Burn, Ibid, p 207

(注6) Richard Burn, Ibid, p 210

(注7) Richard Burn, Ibid, p 212

(注8) Richard Burn, Ibid, p 233

(注9) Richard Burn, Ibid, p 235

(注10) この Richard Burn の意見に対して、当時 Anonymous “An Examination of the Alteration in the poors laws, proposed by Dr. Burn, 1766年” [BL. 6427. da. 14] がある。

6. 結 — The System of Deterrence の性格 —

名譽革命後の1697年法（9 & 10. William III C）は証明書導入、教区民への徒弟制度の導入として知られていたが、「貧民バッジ」着用規定もあり、それは、J. Lock も支持していたものであり（注1）、T. Alcock に「恥の効果をなしてている」と1752年にはなげかせている（注2）規定であった。

1722年の Knatchbull 法も、Work-house の理念上の積極面の機能と The system of Deterrence 化への機能とが併存しつつ、勤労保障の理念が貧民怠惰論にもとづく Work-house 論へと転じて行ったと思われる。W. Hay も、1735年での下院での決議をやっとえた中でも（上院で否決）、「決議6、かような House、或いは House of Correction の中ですべて怠惰で従順でない人々、浮浪者達、そして適切に考えられる他の犯罪人達はきびしい労働にしばりつけられることがこの委員会の意見なのである」（注3）とし、J. Tucker は、Work-House 内での稼働収入に応じた処遇の差別を提案している。つまり前述のように、2ペンス以下はテーブルクロスもベットも与えられず、水とパンのみで、P.I（Poor & Idle）のバッジの着用が言われ、4ペンス以下はPのバッジがつけられ、4ペンス以上はビールがつき、6ペンス以上は収入の半分が入所者のものになる（注4）というものである。

1760年代には、J. Hamway によって、この Knatchbull 法下の非人道的実態が明白となって批判され、法改正が Hamway 法として1767年に成立し、1770年代には有名な John Scott の論文（1773年）によってワークハウスの「教区囚人」化として批判されるのである。

Knatchbull 法の実態研究の今後の深化を通じて、それがもっと明らかになるであろうが、当時のワークハウス建設論の中に The System of Deterrence に転化する思想が沢山のべられており、名譽革命によって体制化した J. Lock の思想の怠惰性による貧困思想の側面がつよく出た時代であり、私有制の確立の強化は John Bellers の思想系列を殆んどみることが出来ず、体制反動化故の「過酷性」の時代となったものと思われる（注5）。

(注1) John Locke "A Report of the Board of trade to the Lords Justices respecting the Relief and Employment of the Poor" 1697. (BL. 103. 1. 56) p125

(注2) Thomas Alcock, op cit, p16

(注3) William Hay, op cit, p24

(注4) Josiah Tucker, op cit, pp28~30

(注5) 市民革命前夜のチューダー期の「血の立法」も体制反動と思われ、産業革命期前夜のナッチブル法もそのような機能となったものと思われる。

(1980. 10. 10)

A Study on 'Work-house' under the Poor Law
by Knatchbull

;

kyuichi SHIRASAWA

Here I introduce some disputes by pamphletors for the Poor Law by Knatchbull. The disputes are such : (1) "Observations on the Defects of the Poor Laws, 1752", by T. Alcock. (2) "Proposal for making an effectual provision for the poor, 1753", by H. Fielding. (3) "The manifold causes of the increase of the poor distinctively set forth....., 1760", by J. Tucker. (4) "A History of the Poor Laws, Chapter 6, 1764", by R. Burn.

And then I try to analyze some characteristics about changing into the System of Deterrence.